

吸入依頼箋の運用方法

1. 医療機関

- ①医師が吸入指導を必要と判断した場合、保険薬局での吸入指導の必要性を患者に説明する。
- ②吸入指導依頼箋を起し、患者に吸入指導を薬局で受けるように以下の事を説明する。
 - 1) 初回指導を受け、2回目（次回外来後）も再指導・確認してもらう。
 - 2) 指導料がかかる。
 - 3) 初回時に吸入手帳が必要な患者のみ、必要事項を記入し渡す。
- ③吸入指導依頼箋のコピーを医療機関でも保管しておく。

2. 保険薬局

- ①吸入指導依頼箋を受け取り、吸入指導を受ける事に対して患者の同意を得る
(5項目にチェックを入れてもらい署名をもらう・2回目も吸入手技の確認を指導することも説明)
- ②吸入指導を実施する。
- ③報告書に必要な事項を記入し、医療機関にFAXする。
吸入手帳のある患者は、吸入手帳にも記入をし、患者に返却する。
次回必ず医師に渡すように説明する。
- ④報告書をFAXで返信し、服薬情報等提供料15点を算定する。

3. 2回目以降の外来（医療機関）

- ①前回の服薬指導報告書・吸入手帳を確認する。
(吸入手帳は、渡されている患者のみ確認。処方箋の備考欄に手帳ある場合は記入あり)
- ②3回目以降の指導が、保険薬局にて再指導が必要な場合は、吸入指導依頼箋を再度発行する

4. 2回目以降の保険薬局

- ①前回の服薬指導報告書または、吸入手帳にもとづいて再指導を行う。
(吸入手帳を持参された場合は結果を吸入手帳に記入し、患者に次回診察時医師に渡すように説明する。)
- ②指導料を算定する場合は必ず服薬指導報告書を医療機関へFAXする。
報告した場合、服薬情報等提供料15点を算定する。

ご不明な点などにつきましては、以下に直接お問い合わせください。

八千代吸入療法研究会 世話人
こだま薬局内 担当:早川
tel:047-481-5088
fax:047-481-5087

八千代吸入療法研究会

2015. 10